

## 菊陽町ふるさと納税協賛事業者募集要領

### 1 目的

ふるさと納税制度による菊陽町へのふるさと納税促進及び菊陽町の魅力や特産品等のPR並びに地元経済の活性化を図るため、ふるさと納税をされた町外の方に進呈する返礼品の提供に協力していただける協賛事業者を募集します。

### 2 応募の要件

次の要件を全て満たしていること。ただし、町が協賛事業者として適当でないと認めた場合や、返礼品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場を町内に有する法人や個人事業者であること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

### 3 募集する特産品等

(1) 次の要件を全て満たす特産品等であること。

ア 町の魅力を伝えることができ、かつ、町のPRに繋がる特産品等であること。

イ 主に町内で生産された原材料を使用しているもの又は製造、加工における主要な工程が町内で行われているものであること。

ウ ふるさと納税関係法令及び行政機関等から発出された通知等により示された基準に適合し、返礼品として扱うことが適当であると認められるもの。

エ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法及び不正競争防止法など、各種法令を遵守して製造、加工されているもの。

オ 町からの発注後、寄附者に対して速やかに発送できるものであること。

(2) 価格

返礼品とする特産品等の価格は、送料を除き、消費税及び梱包料等の必要経費を含め、寄附金額の3割以下とします。

### 4 申込方法等

(1) 次の書類に必要事項を記入し、添付書類と併せて菊陽町役場総務部総合政策課に提出してください。

ア 菊陽町ふるさと納税協賛申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

エ 滞納のない証明書（町税に関するもの）

（２）提出された書類を基に町が審査し、審査結果を事業者へ通知します。

（３）町が委託するふるさと納税業務代行事業者（以下、「代行事業者」という。）が、事業者を訪問し、返礼品登録に係る手続を実施します。

なお、これ以降の連絡、手続等については、特段の事情がない場合、代行事業者との間で行うものとします。

## ５ 個人情報の保護

協賛事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、菊陽町個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協賛事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

## ６ その他留意事項

（１）協賛事業者は、あらかじめ申込みをした返礼品を変更し、辞退する場合は、速やかに代行事業者へ報告するものとします。

（２）協賛事業者は、返礼品に関して発送の遅延、取扱中止、品質及び送付過程等における事故等による苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について町へ文書により報告するものとします。また、品質等による保証や苦情対応について、町は一切責任を負いません。

（３）町は、登録された事業者が本要領２及び３に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがあります。

（４）町は、協賛事業者の申込内容に虚偽があった場合又は協賛事業者の瑕疵等により町に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取り消します。

## ７ 申込み、問合せ先

〒 8 6 9 - 1 1 9 2 菊池郡菊陽町大字久保田 2 8 0 0 番地

菊陽町役場 総務部 総合政策課

電話：0 9 6 - 2 3 2 - 2 1 1 2

ファックス：0 9 6 - 2 3 2 - 4 9 2 3

メールアドレス：sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp